

「宮城県観光振興財源検討会議報告書（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見等に対する宮城県観光振興財源検討会議の考え方

令和2年3月25日

宮城県観光振興財源検討会議（以下「検討会議」という）では、「宮城県観光振興財源検討会議報告書（案）」について、令和元年12月6日から令和2年1月6日までの間、ホームページ等を通じ皆様の御意見等を募集しました。

この結果、1,028人（意見等合計1,302件）の方から貴重な御意見等を頂きました。

頂きました御意見等に対する検討会議の考え方につきましては、以下のとおり回答いたします。

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
1	各市町村には観光協会、一部の市町村にはDMOがあり、観光行政が多重化し、効率性にも疑問があるので、観光行政は各地域に任せればよいのではないか。	3(2) 観光振興施策の方向性と取組イメージ	各市町村には観光協会、一部の市町村にはDMOがあり、観光行政が多重化し、効率性にも疑問があるので、観光行政は各地域に任せればよいのではないかと考える。	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを作成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割】
2	これまで実施してきた観光振興施策を更にブラッシュアップし、これまで以上の規模の施策を広く展開していくことが絶対に必要である。また、県内宿泊者数は上り調子であることに加え、今後もインバウンドや国内誘客獲得に係るビッグチャンスが続くので、継続して事業費を投入し、発展的に事業を継続すべきである。	3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	これまで実施してきた観光振興施策を更にブラッシュアップし、これまで以上の規模の施策を広く展開していくことが絶対に必要である。また、県内宿泊者数は上り調子であることに加え、今後もインバウンドや国内誘客獲得に係るビッグチャンスが続くので、継続して事業費を投入し、発展的に事業を継続すべきである。	今後も、宮城県においては、交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境変化への対応など、観光需要の増加に向けた取組を充実させる必要があると考えます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由】
		4(2) 財源確保を行う理由	交流人口増加に向けた各種取り組みを、安定継続して行うための財源には、宿泊税導入がふさわしいものとする。	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であり、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であることから、その財源の確保策として「観光客等」の「宿泊」行為への課税（法定外目的税）が適当であると考えられます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由、P27_(5)観光振興財源の確保策】
		4(5) 観光振興財源の確保策	税を財源とし、観光の目玉作りや観光環境を整備し、さらに宿泊客を増やす好循環に持ち込む必要がある。	宮城県では、新たな観光振興財源の使途として、復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備や旅行者にとって安心安全かつ快適で満足度の高い旅行環境の提供などに活用することで、交流人口の拡大と観光産業の活性化により、地域が持続的に発展して、未来へとつながっていく「みやぎ」の観光の姿を目指すべきと考えます。 【報告書P14_①みやぎの観光が目指すべき姿、P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模、P.20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
3	これまで以上に税金の使い道の効果性・透明性が求められると思うので、計画に基づく、効果を追求した事業執行を願いたい。	3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	これまで以上に税金の使い道の効果性・透明性が求められると思うので、計画に基づく、効果を追求した事業執行を願いたい。（類似9件）	新たな観光振興財源の使途等については、観光振興における県の役割を整理し、その必要性や優先順位、中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討し、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要があると考えます。 【報告書P35_6おわりに】
4	宿泊税の使用目的が明確になっていないのではないかと。	3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	宿泊税の使用目的が明確になっていないのではないかと。（類似61件）	新たな観光振興財源は、復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備や旅行者にとって安心安全かつ快適で満足度の高い旅行環境の提供等の観光振興施策に活用されることとなりますが、具体的な事業は、宮城県の予算編成時において検討されていくこととなります。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
		3(2) 観光振興施策の方向性と取組イメージ	宿泊税が導入された場合、特定の地域や施設等への施策に活用されるのではないかと。（類似3件）	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを作成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えますので、新たな観光振興財源は、特定の地域のみに限定した施策ではなく、広域観光の推進に活用されるべきと考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割】
		3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	宿泊税の導入によって、宮城県の観光戦略がどうなるのか。	現在、宮城県は「第4期観光戦略プラン（平成30年度から令和2年度まで）」により、観光振興施策に取り組んでいるところですが、今後は令和3年度以降の次期観光戦略プランを策定する中で、新たな観光振興財源の使途等も含め、観光戦略を検討していく必要があると考えます。 【報告書P13_①これまでの観光振興施策、P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		3（3） 今後必要な観光振興施策・事業規模	オーバーツーリズム対策や交流人口の拡大のためと言っているが、本当に宿泊税を徴収してまで必要なものか。（類似2件）	宮城県の人口は自然減や震災の影響により減少傾向にあり、このままでは、県内消費の縮小等により、経済活動の規模縮小が懸念されております。その対策として、宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ、P21_(2)財源確保を行う理由】
		4（5） 観光振興財源の確保策	税収は本当に観光のために使われるのか。（類似4件）	新たな観光振興財源は、観光振興という特定の目的にのみ使用される、法定外目的税が望ましいと考えます。また、財源の使途については、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討し、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要があります。納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P35_6おわりに】
		5（5） 制度の在り方の検討	明確な政策、5年ごとの宿泊数を伸ばす目標などがあるのか。	宮城県では、現在、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第4期みやぎ観光戦略プラン」により、観光振興施策に取り組んでおり、令和3年度以降は、次期みやぎ観光戦略プランの中で、政策や数値目標を定めていくと伺っております。なお、新たな財源確保策が導入された場合、導入の効果や影響を検証しながら、5年ごとに制度の在り方の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるべきだと考えます。 【報告書P13_①これまでの観光振興施策、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】
5	なぜ宿泊税が必要なのか、具体的な説明がない。	4（2） 財源確保を行う理由	なぜ宿泊税が必要なのか、具体的な説明がない。（類似20件）	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であり、その財源の確保策として「観光客等」の「宿泊」行為への課税（法定外目的税）が適当であると考えられます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由、P27_(5)観光振興財源の確保策】
		2（1） 観光の現状	第3期みやぎ観光戦略プランの、観光消費額の目標値6,000億円に対し、平成29年度の実績は、4,657億円となっており、目標に届かなかった理由も分からないまま、新たな財源を求められるのは納得がいかない。	「第4期みやぎ観光戦略プラン（平成30年度から令和2年度まで）」によると、観光消費額の低迷については、震災後、東北を訪れる観光客の旅行形態の変化により、観光客一人当たりの観光消費単価が減少傾向であることを要因として、全体として観光消費額が伸び悩んでいるものと整理されております。一方で、観光消費額を増加させるためには、宿泊観光客の割合を高めること、つまりは交流人口の拡大に一層力を入れることが必要であり、観光資源の磨き上げ等により、旅行客一人当たりの滞在日数を伸ばし、観光消費額を高める取組が必要であると考えます。 【報告書P3_ハ交流人口の拡大の重要性】
		3（1） これまでの取組	宿泊税を導入するほど観光客が増加しているとは思わない。	宮城県の観光客入込数は、東日本大震災により震災前の約7割まで減少しましたが、平成30年には6,414万人と過去最高を記録しております。一方で、宮城県の人口は自然減や震災の影響により減少傾向にあり、このままでは、県内消費の縮小等により、経済活動の規模縮小が懸念されております。その対策として、宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 【報告書P2_イ人口の減少・高齢化の本格化、P6_ハ宮城県の観光客入込数・宿泊観光客数、P21_(2)財源確保を行う理由】
		4（2） 財源確保を行う理由	100円、200円の税金で観光が良くなるとは思えない。	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であり、その財源の確保策として「観光客等」の「宿泊」行為への課税（法定外目的税）が適当であると考えられます。一方で、財源確保策の制度設計については、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響がでることから、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由、P27_(5)観光振興財源の確保策】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		その他	今回の宿泊税導入の件については、宮城県の観光に対する様々な考え方を知る機会となった。	宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。今後も、必要な観光振興施策への理解が得られるよう、十分な説明が必要だと考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
6	宿泊税を導入してまで費用対効果の薄い事業は本当に必要なのか。	4(2) 財源確保を行う理由	宿泊税を導入してまで費用対効果の薄い事業は本当に必要なのか。（類似19件）	観光客入込数や宿泊者数の実績などが効果を表す指標として考えられますが、観光振興施策の費用対効果を事業単位で評価するのは困難かと思われまます。一方で、交流人口の拡大に向けては、更なる取組の充実が必要となりますので、必要な事業規模を慎重に検討するとともに、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要があると考えます。 【報告書P19_②観光振興施策の事業規模、P35_6 おわりに】
		2(1) 観光の現状	年々、利用客が減っている実態状況の精査・検証が行われていない。	宮城県全体では、観光客入込数、宿泊観光客数ともに、東日本大震災により大きく減少しましたが、その後は順調に回復し、観光客入込数は、平成30年に6,414万人、宿泊観光客数は、平成29年に953万人と、それぞれ過去最高を記録しております。なお、沿岸部の観光客入込数等は、震災により、震災前の約3割まで減少し、現在も回復基調にありますが、震災前の水準まで回復していません。 【報告書P6_ハ宮城県の観光客入込数・宿泊観光客数】
		3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	震災前と震災後等、事業の比較検証が必要である。（類似1件）	観光客入込数や宿泊者数の増減などが、事業の効果を表す指標のひとつとして考えられますが、観光振興施策を事業単位で、その効果を評価するのは困難かと思われまます。なお、宮城県の観光振興施策全体に対する検証は、宮城県行政評価委員会における政策・施策評価により行われており、令和元年度では「概ね順調」との評価を受けております。 【報告書P13_(1)これまでの取組】
		3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	これまで実施した、観光振興施策の評価等は行われているのか。	宮城県行政評価委員会における、政策・施策評価により行われており、令和元年度では、宮城県の観光振興施策は「概ね順調」との評価を受けております。また、「みやぎ観光戦略プラン」による施策の実施状況につきましては、宮城県において毎年検証し、県議会に報告していると伺っております。 【報告書P14_③観光振興施策の評価】
		3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	インバウンド向けに、二次交通が不足している。	検討会議では、観光関係事業者等から意見聴取を行う中で、空港や駅、観光地をつなぐ二次交通の不足に関する意見をいただいております。そのため、今後、行うべき観光振興施策として、「周遊しやすいインフラ・二次交通の整備・充実」に取り組む必要があると考えておりますが、具体的な事業は、宮城県の予算編成時において検討されていくこととなります。 【報告書P12_②意見等から想定される課題、P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模】
		4(5) 観光振興財源の確保策	今後さらに日本の人口は減少するため、税収も予算も減ることは避けられない。宿泊税を導入し、多額の税収を安定して確保したいのであれば、明確な施策と費用対効果をきちんと説明すべきである。	今後、4つの方向性と19の取組イメージにより、観光振興を推進していくことが必要と考えられ、新たな観光振興財源は、「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備等の用途に活用されることとなりますが、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討するとともに、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要があると考えます。 【報告書P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模、P20_③観光振興施策の財源活用・用途イメージ、P35_6 おわりに】
7	事業を行うにあたり、財源確保が必要だと思うが、一般財源の支出が困難という状況であれば、宿泊税導入もやむを得ないと思う。この上り調子の状況の中で、多少宿泊料金が上がっても宿泊者数に大きな影響はないものと思う。	4(5) 観光振興財源の確保策	事業を行うにあたり、財源確保が必要だと思うが、一般財源の支出が困難という状況であれば、宿泊税導入もやむを得ないと思う。この上り調子の状況の中で、多少宿泊料金が上がっても宿泊者数に大きな影響はないものと思う。	宮城県では、今後、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況で、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であり、その財源の確保策として「観光客等」の「宿泊」行為への課税（法定外目的税）が適当であると考えられます。また、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があると考えます。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P27_(5)観光振興財源の確保策、P35_6 おわりに】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
8	国の交付金が減少するなか、必要な財源を確保することは、喫緊の課題であると理解できるので、観光振興目的で徴収する税金は理解が得やすいと考える。	4（5）観光振興財源の確保策	国の交付金が減少するなか、必要な財源を確保することは、喫緊の課題であると理解できるので、観光振興目的で徴収する税金は理解が得やすいと考える。（類似2件）	観光振興施策に計画的に取り組むためには、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保することが必要であり、地方公共団体の自主財源の比較検討を行った結果、受益者を広く設定し負担を求めることが可能な財源として、最も有効な手法は「地方税」と考えられ、また、この財源は、観光振興という特定の目的にのみ使用され、観光客等の受入環境整備等の財政需要の財源を確保するためのものであることから、「法定外目的税」が望ましいと考えられます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策】
		4（2）財源確保を行う理由	人口減少で税収増が見込めないなか、観光振興のための安定した財源を得ることは賛成。	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であり、その財源の確保策として「観光客等」の「宿泊」行為への課税（法定外目的税）が適当であると考えられます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由、P27_(5)観光振興財源の確保策】
		4（2）財源確保を行う理由	観光産業は成長が見込まれ、東北経済への寄与が大きいなか、県独自の財源を持つことは重要であり、執行にあたっては民間の知恵を入れるべきである。	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。また、財源確保策の制度設計については、県民や納税義務者、事業者、市町村等からの理解が得られるよう十分話し合いをしながら、進める必要があるとともに、財源の活用については、県が果たすべき役割における必要性や優先順位等に基づき、事業を実施すべきだと考えます。 【報告書P35_6おわりに】
		4（5）観光振興財源の確保策	成長産業である観光の諸課題解決のため、受益者（観光来訪者）が負担し、それを財源とした受入環境整備などが期待でき、東北観光復興対策交付金を活用した事業の成果や課題等、そのまま終わらすことなく推進することが必要であり、そのための財源確保は必須である。なお、受益者から財源を収受する以上は、その使途や成果は広く共有がなされるべきだと考えている。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、その使途については、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討し、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要があると考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ、P35_6おわりに】
		5（1）納税義務者の検討	東京や大阪などの先行事例を基に、「対象となる観光行動」、「納税義務者」、「免税点及び課税免除」については、主に公平性の観点から検討されているが、特に問題ないものと思われる。	新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を比較検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していることと判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。また、税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であることから、今回のパブリックコメントでのご意見も踏まえ、免税点及び課税免除についても、検討することが望ましいと考えます。 なお、制度設計については、事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P30_5財源確保策の制度設計、P35_6おわりに】
		その他	宿泊税を導入した場合は、メディア等も活用し、制度の周知を徹底すべき。	財源確保策の制度については、今後の観光振興に大きな影響があると考えられることから、幅広く周知を行う必要があると考えます。 【報告書P35_6おわりに】
		その他	国際観光旅客税（出国税）を活用できるよう、国へ働きかけてはどうか。	国際観光旅客税（出国税）については、「ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備」等、使途が決められており、継続的かつ安定的な財源の確保策とするのは、難しいと考えます。 【報告書P35_6おわりに】
9	県内のある温泉地によく行くが、年々寂れているような印象がある。宿泊税で安定した財源を確保し、活性化されることを望む。	4（5）観光振興財源の確保策	県内のある温泉地によく行くが、年々寂れているような印象がある。宿泊税で安定した財源を確保し、活性化されることを望む。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた、観光資源の発掘・磨き上げ等の観光振興施策にも活用されることになるため、「歴史的な価値のある観光資源や街並みの再整備」にも取り組む必要があると考えます。 【報告書P19_②観光振興施策の事業規模】
10	税金を基に、宮城県の観光がますます良くなり、より多くの方に来訪してもらえるのであれば、決して悪いことばかりではないので、無駄にせず大切に使用していただきたい。	4（5）観光振興財源の確保策	税金を基に、宮城県の観光がますます良くなり、より多くの方に来訪してもらえるのであれば、決して悪いことばかりではないので、無駄にせず大切に使用していただきたい。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、その使途については、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討し、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要があると考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ、P35_6おわりに】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
11	宿泊税の導入については、観光客を県内外から受け入れ、おもてなしをする方々や、県民の意見をまず聞いてほしい。	4（5）観光振興財源の確保策	宿泊税の導入については、観光客を県内外から受け入れ、おもてなしをする方々や、県民の意見をまず聞いてほしい。（類似1件）	検討会議では、観光関係事業者等への意見聴取を実施したほか、県民からは、パブリックコメントでも数多くのご意見を伺っております。今後も納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
		その他	学識経験者の選定は適切であったのか。宿泊税新設は適切であるとの答申をさせようとしているのか。（類似2件）	検討会議の委員は、学識等有識者や観光振興に携わる事業者、公募による一般県民など、様々な観点から幅広い議論を行うために選定されたものと考えております。また、検討会議は、平成30年10月から1年以上にわたり9回開催し、財源検討の必要性、財源確保を行う理由、財源確保の在り方などを中心に、観光関係者からヒアリングを行うなど、幅広く丁寧に議論を進めてきたところです。 【報告書P35_6 おわりに】
		その他	制度設計案の提示を令和元年10月の宮城県議会議員選挙前に行うべきではなかったのか。（類似2件）	検討会議は、平成30年10月から1年以上にわたり9回開催し、財源検討の必要性、財源確保を行う理由、財源確保の在り方などを中心に、幅広く丁寧に議論を進めてきたところです。 なお、観光関係事業者からヒアリングを追加して行うため、当初予定から1回追加された結果、令和元年11月に開催した第7回会議において制度設計案の提示となったものです。 【報告書P36_（参考）検討会議について】
		その他	宮城県は宿泊税導入の結論を県民に伝え、判断を仰ぐべきである。また、仮に宿泊税を導入しマイナスの結果が出た場合はどうするのか。（類似4件）	検討会議は、知事からの諮問を受け、観光振興に係る施策を実施するための財源の在り方に関する重要事項の調査審議を行い、答申することとなり、答申を受けた宮城県は、財源確保策の制度設計について、慎重に検討するとともに、県民や納税義務者、事業者、市町村等からの理解が得られるよう十分な話し合いをしながら進める必要があると考えます。また、仮に制度が導入された場合、宮城県は導入の効果や影響を検証しながら、5年ごとに制度の在り方の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるべきだと考えます。 【報告書P1_1 はじめに、P35_6 おわりに】
		その他	検討会議では、多方面から広く意見等を集め、その内容をしっかり検討した上で最終報告をすべきである。（類似1件）	検討会議においては、平成30年10月以降9回にわたって会議を開催し、検討を重ねてきており、会議の過程においては、宿泊事業者を含む20事業者・団体から観光振興施策に関する課題や財源確保策についてのご意見を伺ってきました。また、令和元年12月6日からの約1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、県民の皆様から数多くのご意見をいただきましたところ、今後、宮城県が検討を進めていくに当たっては、制度設計等について、慎重に検討するとともに、県民や納税義務者、事業者、市町村等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P10_(2) 宮城県の観光振興に関する課題、報告書P25_(4) 財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取、P35_6 おわりに】
12	観光目的ではなく、ビジネス客等からも観光振興財源目的で課税するのか。	4（5）観光振興財源の確保策	観光目的ではなく、ビジネス客等からも観光振興財源目的で課税するのか。（類似2件）	ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとしております。 【報告書P28_②負担を求める対象の検討】
		4（5）観光振興財源の確保策	観光や保養など、宿泊目的を無視した、一方的な課税は反対である。	観光客等については、地方公共団体が提供する様々な公共サービスの恩恵を受けていることから、受益に応じた負担の一部を「観光客等」に求めることは適当と考えられ、ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとしております。 【報告書P28_②負担を求める対象の検討】
		5（3）税率の検討	観光以外の様々な目的があるなか、宿泊料金だけで区分するのはおかしい。	観光客等については、地方公共団体が提供する様々な公共サービスの恩恵を受けていることから、受益に応じた負担の一部を「観光客等」に求めることは適当と考えられ、ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても同様に、「観光客等」に含めることが望ましいと考えられます。また、新たな観光振興財源の対象となる観光行動等を比較検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。 【報告書P27_(5) 観光振興財源の確保策、P35_6 おわりに】
		その他	宿泊客の多数を、ある特定の業種が占めており、観光振興目的の宿泊税は納得がいかない。	ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとしております。 【報告書P28_②負担を求める対象の検討】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		その他	被災地へ復興支援のために宿泊に来ていただける方達に対し、どのように説明すればよいのか。（類似1件）	納税義務者や事業者等の理解が得られるよう、制度の周知等も含め、十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
13	県税ではなく地域事情のわかる市町村税として徴収すべきではないか。	4（5）観光振興財源の確保策	県税ではなく地域事情のわかる市町村税として徴収すべきではないか。（類似1件）	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを造成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割、P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性】
14	不公平な税で宿泊業のみ負担を負わせることになる。	4（5）観光振興財源の確保策	不公平な税で宿泊業のみ負担を負わせることになる。（類似47件）	新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P35_6 おわりに】
		4（5）観光振興財源の確保策	観光客が対象であるならば、神社仏閣の拝観料等、その他の観光施設や、日帰り客についても検討すべきではないか。（類似12件）	新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を比較検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。 【報告書P28_③対象となる観光行動の検討】
		4（5）観光振興財源の確保策	宿泊産業のイメージ悪化につながる。（類似12件）	納税義務者や事業者等の理解が得られるよう、制度の周知等も含め、十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
		4（5）観光振興財源の確保策	新税の創設は安易な予算執行に必ずつながり、長い目で見た中小旅館のやる気をそぐ結果に必ずつながる。	新たな観光振興財源の用途については、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討し、事業効果の可視化や透明性の視点を考慮する必要がある。納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。また、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、観光産業の体制強化では、宿泊事業者も含めた、観光事業者等の支援などにも取り組む必要があると考えます。 【報告書P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模、P35_6 おわりに】
		4（5）観光振興財源の確保策	宿泊税は少額であるとは言え、徴収しやすいところから取るのでは、公平性の面でも理解は得られないのではないか。（類似7件）	新たな観光振興財源の確保策として、その対象となる観光行動等を比較検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。また、税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であり、今回のパブリックコメントでのご意見も踏まえ、免税点及び課税免除についても、検討することが望ましいと考えます。財源確保策の制度設計については、事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P30_(2)免税及び課税免除の検討、P35_6 おわりに】
		4（5）観光振興財源の確保策	宿泊行為だけが、観光行動として明確であり、担税力があるとするのはいかがなものか。（類似3件）	宿泊や飲食・施設利用等、様々な観光行動を比較検討したところ、課税対象の捕捉については、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能と考えられるが、それ以外の行動については、対象の捕捉がほぼ不可能、又は、地域住民の日常利用との区別が困難であり、観光客等の捕捉が難しいと考えられます。また、担税力（消費能力）の判断については、宿泊、飲食、土産購入については、消費行為により、担税力が判断しやすいと考えられ、それ以外の行為については、利用料金が一律で設定されているなど、担税力の判断は難しいと考えられます。以上から、観光客等を一定程度捕捉することが可能であり、観光客等が実際に税を負担する能力（担税力）を有しているかを判断しやすい宿泊行為への課税が適当であると考えられます。 【報告書P28_③対象となる観光行動の検討】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊料金をなるべく低額にする等のサービスを行っている宿泊事業者に対し、宿泊税導入は負担にしかない。（類似3件）	税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であることから、今回のパブリックコメントでのご意見も踏まえ、免税点及び課税免除について、検討することが望ましいと考えます。また、財源確保策の制度設計については、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P30_5 財源確保策の制度設計、P35_6 おわりに】
		5（4） 徴収方法 等の検討	税額や徴収方法等が不明であり、宿泊客に説明し納得してもらえない場合の対処など、県民や宿泊事業者等への負担が大きい。（類似116件）	財源確保策の制度設計について、税率や徴収方法についての案としては、報告書（案）にある「5 財源確保策の制度設計」に記載しておりますが、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響が出ることから、納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P30_5 財源確保策の制度設計、P35_6 おわりに】
		その他	宿泊税導入は、宿泊客も宿泊事業者にもメリットがない。（類似25件）	新たな観光振興財源は、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大していくための観光振興施策の更なる充実に必要であり、観光資源の磨き上げや、受入環境の整備促進などの施策に活用されることとなりますが、制度については、納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
		その他	納税をしない場合のペナルティはあるのか。	新たな観光振興財源が導入された場合、罰則規定等については、今後、宮城県が制度設計を検討する上で議論されるかと思いますが、制度の内容等について、納税義務者や事業者等の理解が得られるよう、十分な説明が必要だと考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
		その他	宿泊税を徴収するのであれば、「間接税」ではなく、「直接税」として、県が頭を下げて徴収すべき。	財源確保策の制度設計については、徴収方法の検討として、宿泊事業者等が特別徴収義務者となることを想定しておりますが、納税義務者や事業者等の理解が得られるよう、十分な説明が必要だと考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
15	県民の利用が多いので、この負担は県民が負うことになる。	4（5） 観光振興 財源の確 保策	県民の利用が多いので、この負担は県民が負うことになる。（類似28件）	県民にも負担を求めることとなりますが、新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。制度につきましては、県民や納税義務者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があります。 【報告書P27_(5) 観光振興財源の確保策、P35_6 おわりに】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊税による観光振興施策で観光客が増えれば、宿泊業や飲食業等、多岐にわたり利益をもたらすが、その財源を宮城県内の被災者や年金受給者等に一律で課税することは不公平である。	宿泊者は、宿泊以外にも交通機関による移動や飲食、土産品の購入等、様々な消費行動を伴うことから、一定以上の担税力を有していると考えられるものの、税の公平性の観点から、宿泊者の担税力に見合った課税をすることが適当であります。このことから、今回のパブリックコメントでのご意見も踏まえ、免税点及び課税免除についても、検討することが望ましいと考えます。 【報告書P30_(2) 免税点及び課税免除の検討、P35_6 おわりに】
		5（2） 免税点及 び課税免 除の検討	家族旅行やグループ旅行などは、人数分の負担が生じてしまう。（類似7件）	納税義務者は、ホテル、旅館、簡易宿所及び民泊施設の宿泊者としており、それらは個々に公共サービスを楽しんでいると考えられることから、1人1泊当たりの課税が適当であると考えます。 【報告書P30_(1) 納税義務者の検討】
16	東京・大阪・京都といった観光客が溢れている場所と被災地である宮城県とは違うので宿泊税導入は反対。	4（5） 観光振興 財源の確 保策	東京・大阪・京都といった観光客が溢れている場所と被災地である宮城県とは違うので宿泊税導入は反対。（類似45件）	宮城県では、今後、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況で、今後も、交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境変化への対応など、観光需要の増加に向けた取組を充実させるためには、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であると考えます。 【報告書P21_(2) 財源確保を行う理由】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊税の導入は反対である。（類似123件）	宮城県では、今後、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況で、今後も、交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境変化への対応など、観光需要の増加に向けた取組を充実させるためには、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であり、財源の確保策としては「観光客等」の「宿泊」行為への課税（法定外目的税）が適当であると考えます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由、P27_(5)観光振興財源の確保策】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊税の導入により、宿泊業だけではなく、関連する観光業関係などにも影響が及んでしまう。（類似13件）	観光産業は裾野が広く、その経済波及効果は非常に大きいと認識しており、新たな観光振興財源は、誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策に活用し、観光客等の増加により観光消費額を高めることで、関連する産業等にも効果が波及するよう取り組む必要があると考えます。 【報告書P4_ニ観光消費額の経済波及効果、P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	観光地として、十分なブランド力を獲得していない状況での宿泊税導入は、観光客の減少・県全体の税収減につながる。（類似7件）	新たな観光振興財源は、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大していくための観光振興施策の更なる充実が必要であり、観光資源の磨き上げや、受入環境の整備促進などの施策に活用されることとなりますが、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があると考えます。 【報告書P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	全国的な導入ならまだしも、なぜ一部の県だけで導入するのか。また、都市部と地方部とでは状況も違う。（類似30件）	宮城県では、今後急激な人口減少による経済規模の縮小が懸念されるほか、東日本大震災からの復興を後押ししてきた観光振興施策の財源の終了や減少が見込まれることから、更なる取組の充実には、安定的かつ継続的な財源の確保が必要な状況です。また、新たな観光振興財源を活用し、宮城県が果たすべき役割としては、広域的な観点からの観光振興施策の実施のほか、地域の特色や実情に応じた観光振興施策などが考えられます。 【報告書P15_②宮城県の役割、P21_(2)財源確保を行う理由、P27_(5)観光振興財源の確保策】
		その他	近年の度重なる自然災害からの復興の足止めとなる。（類似3件）	震災対応予算の終了や減少に伴い、これまで震災からの復興を後押ししてきた観光振興施策が立ちゆかなくなる恐れがあることから、更なる観光振興施策に取り組むために、安定的かつ継続的な財源の確保が必要であると考えられます。 新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、その使途については、「復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備」といった視点もあり、震災復興後を見据えた取組も検討する必要があると考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ、P21_(2)財源確保を行う理由】
		その他	宿泊税導入よりも、優先すべきは震災復興である。（類似3件）	震災対応予算の終了や減少に伴い、これまで震災からの復興を後押ししてきた観光振興施策が立ちゆかなくなる恐れがあることから、更なる観光振興施策に取り組むために、安定的かつ継続的な財源の確保が必要であると考えられます。 新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、その使途については、「復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備」といった視点もあり、震災復興後を見据えた取組も検討する必要があると考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ、P21_(2)財源確保を行う理由】
		その他	長期的に見て、導入後のリスクヘッジ等は考えているのか。（類似1件）	宮城県の人口は自然減や震災の影響により減少傾向にあり、このままでは、県内消費の縮小等により、経済活動の規模縮小が懸念されております。 その対策として、宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由】
17	宿泊事業者の事務量も大きく増加するし、お客様への説明も難しい。	4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊事業者の事務量も大きく増加するし、お客様への説明も難しい。（類似20件）	新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を比較検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。県民や納税義務者、事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P35_6おわりに】



主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊税を導入する場合、法定外目的税という聞き慣れない言葉により、宿泊窓口でのトラブルが懸念されないか。	納税義務者や事業者等の理解が得られるよう、制度の周知等も含め、十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	キャッシュレスが推進されるなか、宿泊窓口で現金により宿泊税を徴収することは、宿泊事業者の業務が増え、多大な負担が生じる。	徴収方法などを含めた財源確保策の制度設計については、納税義務者や事業者等の理解が得られるよう、十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	観光産業に携わる人々は、新たな税金を徴収するための道具ではない。	観光振興施策に計画的に取り組むための財源として、観光振興という特定の目的にのみ使用される「法定外目的税」が望ましく、その対象となる観光行動等を比較検討した結果、「観光客等」の「宿泊」行為への課税が適当であると考えられます。また、その徴収方法としては、宿泊事業者等による特別徴収が効率的と考えられます。制度設計については、事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P33_(4)徴収方法の検討、P35_6 おわりに】
		5（1） 納税義務 者の検討	納税義務者の理解が得られるか疑問である。（類似35件）	新たな観光振興財源は、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大していくための観光振興施策の更なる充実に必要であり、観光資源の磨き上げや、受入環境の整備促進などの施策に活用されることとなります。一方で、財源確保策の制度設計については、税率などの内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響が出ることから、慎重に検討する必要があるとともに、納税義務者等からの理解が得られるよう、制度の周知等も含め、十分な話し合いをしながら進める必要があります。 【報告書P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模、P35_6 おわりに】
18	「消費税増税」「入湯税」「宿泊税」の三重課税を負わされることになる。	4（5） 観光振興 財源の確 保策	「消費税増税」「入湯税」「宿泊税」の三重課税を負わされることになる。（類似73件）	特別徴収義務者となり得る宿泊事業者等の方々が、多くの事務を取り扱うことが想定されますので、その負担感も踏まえて、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策、P30_5財源確保策の制度設計】
		その他	観光に力を入れる自治体として、新税導入に伴う景気後退のリスクを考えていない。（類似4件）	新たな観光振興財源は、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大していくための観光振興施策の更なる充実に必要であり、観光資源の磨き上げや、受入環境の整備促進などの施策に活用されることとなりますが、財源確保策の制度設計については、税率などの内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響が出ることから、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに】
19	他地域との競合に負ける。	4（5） 観光振興 財源の確 保策	他地域との競合に負ける。（類似52件）	宮城県の観光客入込数は、東日本大震災により震災前の約7割まで減少しましたが、平成30年には6,414万人と過去最高を記録しております。他の地域との競争力が低下しないように、新たな財源による観光振興施策の取組の充実が必要と考えます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宿泊税の導入が、外国人観光客等の渡航目的地選択等に大きな影響を与えるのではないか。（類似4件）	宮城県では、これまでもインバウンド・国内誘客促進等の施策を実施しておりますが、新たな観光振興財源は、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大していくための観光振興施策の更なる充実に必要であり、観光資源の磨き上げや、受入環境の整備促進などの施策に活用されることとなりますので、制度については、外国人観光客の方にもご理解が得られるよう周知に努める必要があると考えます。 【報告書P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模、P21_(2)財源確保を行う理由】
		4（5） 観光振興 財源の確 保策	宮城県での宿泊税導入は、東北全体の観光客減少につながりかねない。	広域的な観光振興施策に取り組む上では、東北などの広域的な連携や地域の魅力を活かした持続可能な観光地域づくりなども宮城県の重要な役割と考えており、新たな観光振興財源は、広域観光の推進及び東北のゲートウェイ機能の強化等の観光振興施策にも活用していくべきと考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割、P17_(3)今後必要な観光振興施策・事業規模、P.20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		5（3） 税率の検討	利用料金の値上げをしており、その上で宿泊税を徴収すれば、さらに利用客が減少する可能性があり、結果的に税収がもっと減ると思う。（類似5件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があります。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】
		その他	SNS等、様々なツールを活用し、1円でも安い宿泊施設を検討する場合、宿泊税導入はマイナス要因である。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
20	課税が増えることにより利用者が減少し、職場を失う可能性がある。	4（5） 観光振興財源の確保策	課税が増えることにより利用者が減少し、職場を失う可能性がある。（類似53件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があります。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】
		4（5） 観光振興財源の確保策	宿泊税の導入により、宿泊者の減少が考えられる。（類似97件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があります。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】
		4（5） 観光振興財源の確保策	震災以降は宿泊客も減少しており、そこに宿泊税が導入されれば、更に客足が遠のき営業ができなくなる。（類似15件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があります。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】
		4（5） 観光振興財源の確保策	震災以降、少しずつではあるが、増加している宿泊客が、宿泊税の導入により減少してしまうのではないかと。（類似7件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があります。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】
		4（5） 観光振興財源の確保策	宿泊税の導入により、宿泊施設等は衰退してしまう。（類似3件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりませんが、特に宿泊者が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があります。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があります。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性、P34_(5)制度の在り方の検討、P35_6おわりに】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		5（5） 制度の在り方の検討	宿泊客が減少した場合等は、制度を廃止すべきである。（類似2件）	新たな財源確保策が導入された場合、制度の在り方について、他自治体の事例や宮城県の他の法定外税の例と同様に、課税期間を5年間とし、導入の効果や影響を検証しながら、5年ごとに制度の在り方の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるべきだと考えます。 【報告書P34_(5)制度の在り方の検討, P35_6 おわりに】
		その他	交通網の発達等により、通過型の観光地となる上に、宿泊税の導入により、宮城県への宿泊客がさらに減少する。（類似3件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備や、より誘客効果が高く、宮城県への宿泊にメリットを感じていただけるような施策を検討する必要があると考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
		その他	宿泊客をリピートにつなげるのが困難になる。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備や、より誘客効果が高く、宮城県への宿泊にメリットを感じていただけるような施策を検討する必要があると考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
		その他	宿泊業界は風評被害に弱く、宿泊税導入による客離れが懸念される。（類似1件）	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることとなりますが、特に宿泊客が減少しないよう、より誘客効果の高い施策や滞在期間の長期化につながる施策を検討する必要があると考えます。 なお、他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりませんが、制度の導入後も導入の効果や影響を検証しながら、制度の在り方について、検討の上、運用する必要があると考えます。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性, P34_(5)制度の在り方の検討, P35_6 おわりに】
21	民泊等の施設は、宿泊税の対象に該当しているのか。該当しないのであれば問題である。	5（1） 納税義務者の検討	民泊等の施設は、宿泊税の対象に該当しているのか。該当しないのであれば問題である。	納税義務者としては、公共サービスの受益の程度は、宿泊施設の形態に関わらず等しいと考えられることから、公平性を確保するため、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所のほか、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊施設）の「宿泊者」を対象として検討する必要があると考えます。 【報告書P30_(1)納税義務者の検討】
22	いかなる宿にも税金が課せられるのか。配慮があってもいいのではないのか。	5（1） 納税義務者の検討	いかなる宿にも税金が課せられるのか。配慮があってもいいのではないのか。（類似3件）	納税義務者としては、公共サービスの受益の程度は、宿泊施設の形態に関わらず等しいと考えられることから、公平性を確保するため、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所のほか、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊施設）の「宿泊者」を対象として検討する必要があると考えます。また、税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であることから、今回のパブリックコメントでのご意見も踏まえ、免税点及び課税免除についても検討することが望ましいと考えます。なお、納税義務者としては、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所のほか、民泊施設への「宿泊者」を対象とする内容で検討する必要があると考えており、宿泊施設自体に課税されるわけではありません。 【報告書P30_5財源確保策の制度設計】
23	1泊1万円未満の場合、非課税にする等の財政的に厳しい小規模施設への対策を願う。	5（2） 免税点及び課税免除の検討	1泊1万円未満の場合、非課税にする等の財政的に厳しい小規模施設への対策を願う。（類似2件）	税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であり、今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としております。 【報告書P30_(2)免税点及び課税免除の検討】
		5（3） 税率の検討	宿泊税を実施するのであれば、ある程度の金額以上の宿泊料金で宿泊される富裕層への課税であれば、不公平感はないのではないかと思います。（類似1件）	税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であり、今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としてあります。また、税率区分については、宿泊者により負担能力が異なることから、税率区分を設けて宿泊料金に応じた税率を設定する案と、宿泊者が享受する公共サービスの受益の程度は、宿泊料金に関わらず同等であることから、税率区分は設けず、定額の税率を設定する案の2案を提案してあります。 【報告書P30_5財源確保の制度設計】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
		その他	宿泊税導入に対する、システム等の導入や改修等の費用はどうするのか。（類似1件）	制度設計については、事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。徴収方法としては、宿泊事業者等による特別徴収が効率的と考えられ、他自治体の先行事例によると特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し、一定割合により交付する特別徴収義務者交付金が制度化されていることから、併せて検討する必要があると考えます。 【報告書P30_5 財源確保策の制度設計】
24	小中学生・高校生等，修学旅行等からも徴収するのはひどい。	5（2） 免税点及び課税免除の検討	小中学生・高校生等，修学旅行等からも徴収するのはひどい。（類似97件）	税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であり、今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としております。 【報告書P30_(2) 免税点及び課税免除の検討】
25	長期の湯治客等からも徴収するのはいかなものか。	5（2） 免税点及び課税免除の検討	長期の湯治客等からも徴収するのはいかなものか。（類似13件）	税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であり、今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としております。 【報告書P30_(2) 免税点及び課税免除の検討】
		その他	年金受給者等にとって楽みな温泉宿泊等が出来なくなる。（類似11件）	税の公平性の観点から、宿泊者の負担能力等に見合った課税をすることが適当であり、今回のパブリックコメントでの御意見も踏まえ、「免税点及び課税免除についても、検討することが望ましい」としております。 【報告書P30_(2) 免税点及び課税免除の検討】
		その他	宴会や湯治など、宿泊の目的が様々あるなかで、宿泊税として一括りにするのはいかなものか。（類似3件）	ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとしております。 【報告書P28_②負担を求める対象の検討】
26	税率については、他自治体の先行事例があり、負担の程度が分かりやすい定額が良いと思う。	5（3） 税率の検討	税率については、他自治体の先行事例があり、負担の程度が分かりやすい定額が良いと思う。（類似1件）	税率区分については、宿泊者により担税力が異なることから、税率区分を設けて宿泊料金に応じた税率を設定する案と、宿泊者が享受する公共サービスの受益の程度は、宿泊料金に関わらず同等であることから、税率区分は設けず、定額の税率を設定する案の2案を提案しております。なお、財源確保策の制度設計については、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響がでることから、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書P30_5 財源確保の制度設計、P35_6 おわりに】
27	税率については、これまでの震災対応予算で実施した事業規模等により検討するのが望ましいと考える。	5（3） 税率の検討	税率については、これまでの震災対応予算で実施した事業規模等により検討するのが望ましいと考える。（類似1件）	財源確保策の制度設計については、今後、県が実施を見込む観光振興施策の事業規模に応じたものになると考えられますが、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響がでることから、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書P17_(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模、P35_6 おわりに】
28	宿泊事業者等に説明がないまま、議論が先行するのは拙速であり、いかなものかと思う。	その他	宿泊事業者等に説明がないまま、議論が先行するのは拙速であり、いかなものかと思う。（類似34件）	検討会議においては、平成30年10月以降9回にわたって会議を開催し、検討を重ねてきており、宿泊事業者を含む20事業者・団体から意見聴取を行ったほか、県民の皆様からは、パブリックコメントにおいても数多くのご意見をいただいたところです。今後、宮城県が検討を進めていくに当たっては、制度設計等について、慎重に検討するとともに、県民や納税義務者、事業者、市町村等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書P35_6 おわりに、P36_(参考) 検討会議について】
		5（4） 徴収方法等の検討	宿泊事業者等を特別徴収義務者とするならば、全ての施設の了解を得た上で実施すべきである。	財源確保策の制度設計について、税率や徴収方法についての案としては、報告書（案）にある「5 財源確保策の制度設計」に記載しておりますが、税率などの内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響がでることから、納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、進める必要があると考えます。 【報告書P30_5 財源確保策の制度設計、P35_6 おわりに】
		その他	宿泊税ありきの議論だったのではないか。（類似8件）	検討会議においては、平成30年10月以降、1年以上にわたり9回の会議を開催し、財源確保の必要性、財源確保を行う理由、財源確保の在り方などを中心に、観光関係者からヒアリングを行うなど、幅広く丁寧に議論を進めてきたところです。 【報告書P1_1 はじめに】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
29	宿泊者数が減れば税収は期待できないので、それよりは支出を見直し、財源を捻出することで、宿泊税に頼る必要はなくなる。	その他	宿泊者数が減れば税収は期待できないので、それよりは支出を見直し、財源を捻出することで、宿泊税に頼る必要はなくなる。（類似6件）	宮城県では、今後、社会保障関係経費の急増等の理由により、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況であるため、事業の見直しとともに、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 【報告書P21_(2)財源確保を行う理由】
		3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	観光産業は、今後の経済成長を促す切り札とも言える産業である。交流人口を増やすためには、宿泊税の導入以前に、観光資源の整備や内発的な試み等を推進すべきである。（類似2件）	新たな観光振興財源は、今後も交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくために、復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備や旅行者にとって安心安全かつ快適で満足度の高い旅行環境の提供等の観光振興施策の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 【報告書P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
		4(1) 観光振興施策の財源を検討する必要性	観光振興財源が必要なのであれば、現在の予算の範囲内、一般財源等で対応すべきではないか。（類似5件）	宮城県では、今後、社会保障関係経費の急増等により、財政を圧迫することが懸念されており、一般財源等で観光関連予算を増額することは極めて難しい状況であることから、交流人口拡大に向けた観光振興施策を充実していくためには、新たな財源の確保が必要不可欠と考えられます。 【報告書P7_③宮城県の一般会計予算、P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性】
		4(5) 観光振興財源の確保策	宮城県も観光事業に何らかの形で、力を貸してから税金を取るべきでは。（類似1件）	宮城県では、これまで「みやぎ観光戦略プラン」に基づき、様々な観光振興施策に取り組んでおり、観光客入込数等や、外国人延べ宿泊者数が過去最高を記録するなどしております。 今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興施策の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えられます。 【報告書P13_①これまでの観光振興施策、P21_(2)財源確保を行う理由】
		4(5) 観光振興財源の確保策	宿泊税導入の前に、まずは観光客を誘致できる取組をしてから、導入した方がよい。（類似2件）	宮城県では、これまで「みやぎ観光戦略プラン」に基づき、様々な観光振興施策に取り組んでおり、観光客入込数等や、外国人延べ宿泊者数が過去最高を記録するなどしております。 今後も、交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境変化への対応などに向けた取組を充実させるためには、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えられます。 【報告書P13_①これまでの観光振興施策、P21_(2)財源確保を行う理由】
		その他	観光振興財源が必要なのであれば、宿泊施設のフロント等に寄附金箱等を設置してはどうか。	地方公共団体の自主財源の確保策として、「寄附金」等を含めて比較検討を行った結果、観光振興施策に計画的に取り組むためには、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保し、受益者を広く設定し負担を求めることが可能な財源としては、「地方税」が望ましいと考えられます。 【報告書P27_(5)観光振興財源の確保策】
		その他	財源が必要なのであれば、職員の給与を下げたて捻出すればよいのではないか。（類似1件）	検討会議は、知事からの諮問を受け、観光振興に係る施策を実施するための財源の在り方に関する重要事項の調査審議を行うために設置されており、給与制度等、県の他の政策等に関する部分へ直接意見等するものではありません。 【報告書P1_1はじめに】
		その他	消費税増税により、地方の歳入が増えるのではないか。	国によれば、消費税の使途としては、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費等とされております。宮城県においても、社会保障関係経費の急増等の理由により、一般財源等で観光関連予算を増額することは極めて難しい状況であることから、交流人口拡大に向けた、観光振興施策を実施していくためには、新たな財源の確保が、必要不可欠と考えられます。 【報告書P21_(1)観光振興施策の財源を検討する必要性】

主な意見		関連意見		御意見等に対する検討会議の考え方
No	御意見等の内容（要旨）	項目	御意見等の内容（要旨）	
30	海外はもとより、国内から見ても、宮城県の知名度は決して高くなく、業界及び各施設のPR不足等も考えられるが、宮城県が観光振興施策を実施しても、各観光地が均等に潤うことはなく、予算の無駄かと思うがどうか。	その他	海外はもとより、国内から見ても、宮城県の知名度は決して高くなく、業界及び各施設のPR不足等も考えられるが、宮城県が観光振興施策を実施しても、各観光地が均等に潤うことはなく、予算の無駄かと思うがどうか。	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを作成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割】
		3(3) 今後必要な観光振興施策・事業規模	外国人向け等に観光資源をアピールできていないのではないか。（類似1件）	宮城県では、東北観光復興対策交付金などにより、インバウンド誘客促進に取り組んでおり、外国人宿泊者数は震災前の水準を大きく上回っているものの、東北地方のシェアは全国の約1.5%に留まっていることから、観光資源の発掘・磨き上げも含めた、観光振興施策の充実が必要であると考えます。 【報告書P5_イ東北地方の外国人宿泊者数、P21_(2)財源確保を行う理由】
		5(4) 徴収方法等の検討	外国人旅行者へ対応できる施設数等により、宿泊客数等に地域格差が生じる。	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを作成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。また、新たな観光振興財源の活用については、地域における格差が生じないように、施策の優先度や、中長期的な戦略を基に計画的に取り組む必要があると考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割、P20_③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】
		その他	宮城県の観光振興施策に期待することはないので、宿泊税は不要である。（類似3件）	新たな観光振興財源は、今後も観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大していくための観光振興施策の更なる充実が必要であり、観光資源の磨き上げや、受入環境の整備促進などの施策に活用されることとなりますが、地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを作成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。 【報告書P15_②宮城県の役割】